

二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件

1. 条件

電源機構及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（※1）しており、かつ、①評価年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、②評価年度の未利用エネルギー活用状況、③評価年度の再生可能エネルギーの導入状況、④需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組の4項目に係る数値を以下の表に当てはめた場合の**合計点が70点以上**であること。

要素	区分	得点
① 評価年度1kwh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数) (単位: kg-CO2/kwh)	0.000 以上 0.400 未満	70
	0.400 以上 0.425 未満	65
	0.425 以上 0.450 未満	60
	0.450 以上 0.475 未満	55
	0.475 以上 0.500 未満	50
	0.500 以上 0.525 未満	45
	0.525 以上 0.550 未満	40
	0.550 以上 0.575 未満	35
	0.575 以上 0.600 未満	30
	0.600 以上 0.625 未満	25
	0.625 以上 0.810 未満	20
② 評価年度の未利用エネルギー活用状況	0.810 以上	0
	0.675 %以上	10
	0 %超 0.675 %未満	5
③ 評価年度の再生可能エネルギー導入状況	活用していない	0
	7.50 %以上	20
	5.00 %以上 7.50 %未満	15
	2.50 %以上 5.00 %未満	10
	0 %以上 2.50 %未満	5
④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	活用していない	0
	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 経済産業省「電力の小売営業に関する指針」（最新版を参照）に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定（事業開始日から1年以内に限る。）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。

2. 添付書類等

入札に当たっては、競争参加資格確認関係書類として、1の条件を満たすことを示す書類及びその根拠を示す書類を添付すること。

3. 契約期間内における努力等

- ① 契約事業者は、契約期間の1年間についても、1の表による合計が70点以上となるように電力を供給するよう努めるものとする。
- ② 1の基準を満たして電力供給を行っているかの確認のため、必要に応じ関係書類の提出及び説明を求めることがある。また、契約事業者は、契約期間満了後可能な限り速やかに、1の基準を満たして電力供給を行ったか否か、報告するものとする。

注1 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用状況、再生可能エネルギー導入状況の3要素は、同じ年度の実績値を使うものとする。》

4. 評価および記載の方法と各用語の定義

- ① 評価年度とは、一般競争入札を行う旨の公告を行う日における電気事業者ごとの排出係数実績の官報告示のうち、最新年度のことをいう。
- ② 1kwh当たりの二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき環境大臣及び経済産業大臣によって公表された調整後二酸化炭素排出係数をいう。
- ③ 未利用エネルギーの活用状況とは、未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kwh）を供給電力量（需要端）（kwh）で除した数値に100を乗じた数値をいう。

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

ア 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

イ 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

- ④ 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分には含まない。）をいう。

ア 工場等の廃熱または排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）」第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）

ウ 高炉ガスまたは副生ガス

注1 評価年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注2 評価年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

- ⑤ 再生可能エネルギー導入状況とは、以下の項目を算定方式に示す方法により算出した数値をいう。

(算定方式)

再生可能エネルギーの導入状況 = (1 + 2 + 3 + 4 + 5) / 6

- 1 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量 (送電端 (kwh))
- 2 他社より購入した再生可能エネルギー電気の利用量 (発電端 (kwh)) (ただし、再生可能エネルギーの余剰電力および再生可能エネルギーの固定価格買取制度による買取電力量を除く。)
- 3 グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証制度 により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO2 削減相当量に相当するグリーンエネルギー の電力量 (kWh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- 4 J-クレジット制度 により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量 (kWh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- 5 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量 (kWh) (ただし、評価年度の小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。)
- 6 評価年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

注1 1～6の数値には、他電気事業者への販売分は含まれない。

注2 再生可能エネルギー電気とは、FIT 法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力 (30,000kwh 未満、ただし、揚水発電は含まない)、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。(ただし、インバランス供給を受けた電気に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。)

- ⑥ 需要家に対する省エネルギー・節電に関する情報提供の取組について、需要家の省エネルギー促進の観点から評価する。

具体的な例として、

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示 (見える化)
- ・需給逼迫時等における需要家の電力使用抑制に資するサービス (リアルタイムの情報提供、協力需要家への優遇措置の導入)

例えば、需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧可能にすること、需要家が設定した使用電力量を超過した場合に通知を行うこと、電力逼迫時等に電気事業者側からの要請に応じ、電力の使用抑制に協力した需要家に対して電力料金の優遇を行う等があげられる。なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。